

第5章 2021 年度税制改正の概要

「令和3年度税制改正大綱」に盛り込まれた、主な経済産業関係税制改正事項は以下の通りである。

- ◆ カーボンニュートラル実現に向けた投資促進
- ◆ D X（デジタルトランスフォーメーション）投資の促進
- ◆ 繰越欠損金の控除上限の引上げによる投資促進
- ◆ 研究開発投資の底上げと、企業のD Xを促進する研究開発の推進
- ◆ 企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化
- ◆ 車体課税（エコカー減税、環境性能割）の見直し・延長
- ◆ 人材確保等を促進する税制
- ◆ 中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設
- ◆ 様々な中小企業の設備投資支援を強化
- ◆ 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援
- ◆ 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置
- ◆ 国際課税の見直し
- ◆ 納税環境のデジタル化
- ◆ ガス事業の収入金課税の見直し

1. 経済産業省関連 2021 年度税制改正要望の経緯

2021 年度税制改正は、自民党税制調査会、公明党税制調査会及び与党税制協議会において議論された。

経済産業省は、経済産業省税制改正要望を取りまとめ、9月30日に財務省及び総務省に提出した。その後、自民党・公明党の税制調査会での議論を経て、「令和3年度税制改正大綱」が12月21日に決定された。

2. 2021 年度経済産業関連税制改正

2021 年度の主な経済産業関連税制改正事項は以下のとおり。

2. 1. 「新たな日常」に向けた企業経営改革を実現する投資促進

- ◆ カーボンニュートラル実現に向けた投資促進

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を加速するため、i)脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、ii)生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に、最大10%の税額控除等を講ずることとなった。

◆ D X投資の促進

- ・ デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのD X計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大5%の税額控除等を講ずることとなった。

◆ 繰越欠損金の控除上限の引上げによる投資促進

- ・ 厳しい経営環境の中で、赤字でも努力を惜しまず、カーボンニュートラル、D X、事業再構築・再編に向けた投資を行う企業に対し、コロナ禍で生じた欠損金に限り、繰越欠損金の控除上限（現行50%）を、最長5年間、投資額の範囲で最大100%まで引上げることとなった。

◆ 研究開発投資の底上げと、企業のD Xを促進する研究開発の推進

- ・ 研究開発税制について、i) コロナ禍の厳しい経営状況の中（売上2%以上減）、研究開発投資を増加させる企業に対する税額控除の上限引上げ（25%→30%）、ii) D X促進のため、クラウド提供型のソフトウェアに関する研究開発の対象追加等を講じた上で2年間延長することとなった。

◆ 企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化

- ・ 株式を対価としたM&Aを行う際、対象会社株主の株式譲渡益への課税の繰延措置を、事前認定不要な恒久措置として創設することとなった。（総額の20%まで現金の活用も可能）

◆ 車体課税（エコカー減税、環境性能割）の見直し・延長

- ・ エコカー減税・環境性能割の見直しについて、2030年度燃費基準に切り替えつつも、減税対象割合が現行と同じ（新車台数の）約7割となる基準を維持するとともに、今年度末で期限が切れる環境性能割の臨時的特例措置（▲1%）を9ヶ月間延長することとなった。

- ・ 自動車関係諸税について、保有から利用への変化等を踏まえ、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について検討を行うこととされた。
- ◆ 人材確保等を促進する税制
 - ・ 中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、新規雇用者（新卒・中途採用）の給与等支給総額を前年度より2%以上増加させた場合、その給与等支給総額の15%を税額控除する措置を講ずることとなった。（教育訓練費20%以上増加で、さらに5%上乘せ）

2. 2. コロナ禍から立ち上がる企業の成長支援・地域経済の活性化

- ◆ 中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設
 - ・ M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う地域の経営資源の散逸の回避の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制を創設することとなった。
 - ・ 具体的には、以下の3つの措置をセットで適用することを可能とすることとなった。
 - ① M&A実施後のリスクに備える5年間の据置期間付の準備金
 - ② 最大10%の税額控除等の設備投資減税
 - ③ M&A実施後の雇用確保を促す措置として、給与等支給総額を前年度より2.5%以上増加させた場合、その増加額の最大25%を税額控除
- ◆ 様々な中小企業の設備投資支援を強化
 - ・ 中小企業の生産性向上や、DXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制を2年間延長（10%の税額控除等）するとともに、中小企業投資促進税制を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合した上で2年間延長（7%の税額控除等）することとなった。
 - ・ 地域経済を牽引する企業向けの地域未来投資促進税制（5%の税額控除等）に、新たにサプライチェーン強化の類型を追加し、2年間延長することとなった。
 - ・ 激甚化する災害や感染症の事前対策に資する中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却20%）の対象設備を追加し、2年間延長することとなった（停電

時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ）。

- ◆ 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援
 - ・ 中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減）を2年間延長することとなった。
 - ・ 所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合（前年度比1.5%以上）、その増加額の15%を税額控除（2.5%以上増加等で、更に10%上乘せ）する制度とした上で、2年間延長することとなった。
- ◆ 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置
 - ・ 土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、評価替えを行った結果として、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずることとなった。

2. 3. さらに加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境整備

- ◆ 国際課税の見直し
 - ・ 2021年半ばに見込まれる国際合意や、その後の国内法化においては、我が国企業に過度な負担を課さないよう配慮しつつ、国際競争力の維持・向上につながるものとすべく取り組むこととなった。
- ◆ 納税環境のデジタル化
 - ・ タイムスタンプ要件の大幅緩和（3日⇒2ヶ月以内）、事前承認や定期検査の廃止など、電子帳簿保存法に係る要件等についてデジタル化に資する緩和を行うこととなった。
- ◆ ガス事業の収入金課税の見直し
 - ・ 2022年に導管部門が法的分離するガス供給業の法人事業税について、他エネルギーとの競合や新規参入状況等を考慮しつつ、課税方式の見直しを検討することとされた。